

年金・一時金等を確実にご請求いただくために指定代理請求人をご指定ください。
(指定代理請求特約)

年金・一時金等の受取人を被保険者とした場合、受取人が病気やケガにより年金・一時金等を請求する意思表示ができない等の事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人の代理人として年金・一時金等を請求することができます。

指定代理請求人は、年金・一時金等の請求時において、次のいずれかに該当することが必要です。

- ・被保険者の戸籍上の配偶者・被保険者の直系血族・被保険者の3親等内の親族
- ・被保険者と同居し、または生計を一にしている方
- ・被保険者との契約にもとづき、被保険者の療養看護または財産管理を行っている方

指定代理請求人からのご請求に対して年金・一時金等をお支払いした場合、その後重複してご請求を受けても年金・一時金等をお支払いしません。

代理請求により年金・一時金等をお支払いした場合、被保険者にはその旨をご連絡いたしません、年金・一時金等のお支払い後に、被保険者（またはご契約者）からご契約内容についてご照会があったときは、年金・一時金等をお支払いした旨、回答せざるをえないことがあります。このため、被保険者（またはご契約者）に傷病名等を察知される可能性があることをご了承ください。

代理請求できる年金・一時金等の種類等、詳細は「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

年金等の請求のご連絡先

保険金請求受付専用ダイヤル 0120-536-338 受付時間 平日 9:00～18:00、土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

その他のご留意事項

- この商品にお申込みいただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を与えることはありません。
- この保険では、契約者貸付はお取扱いしていません。
- 告知の結果によっては、ご契約をお引受けできない場合があります。告知に関するご質問などにつきましては東京海上サポートセンター（告知照会窓口）までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】東京海上サポートセンター（告知照会窓口） 0120-555-835
受付時間 9：00 ～ 18：00（土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。）

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。東京海上日動あんしん生命の取扱者／代理店（生命保険募集人）は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。なお、東京海上日動あんしん生命の取扱者／代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、東京海上日動あんしん生命カスタマーセンターまでご連絡ください。

「重要事項説明書（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項を記載しています。必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申込みください。
*「ご契約のしおり・約款」は東京海上日動あんしん生命のホームページでご覧いただけます。

募集代理店

引受保険会社



TOKIO MARINE
NICHIDO

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

カスタマーセンター
<商品についてのご案内>
☎0120-300-352
<上記以外の生命保険全般に関わること相談>
☎0120-016-234

受付時間 平日 9:00～18:00
土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)



しんきんの介護保険

東京海上日動あんしん生命の

あんしんねんきん介護

介護年金保険（無解約返戻金型）健康還付特則 付加〔無配当〕



2022年10月



商品パンフレット

契約年齢

20歳～65歳

介護保険のお申込みは信用金庫へ

ご注意いただきたいこと

この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

「人生100年時代」を **あんしん** して 楽しむには「健康」と「お金」がポイント

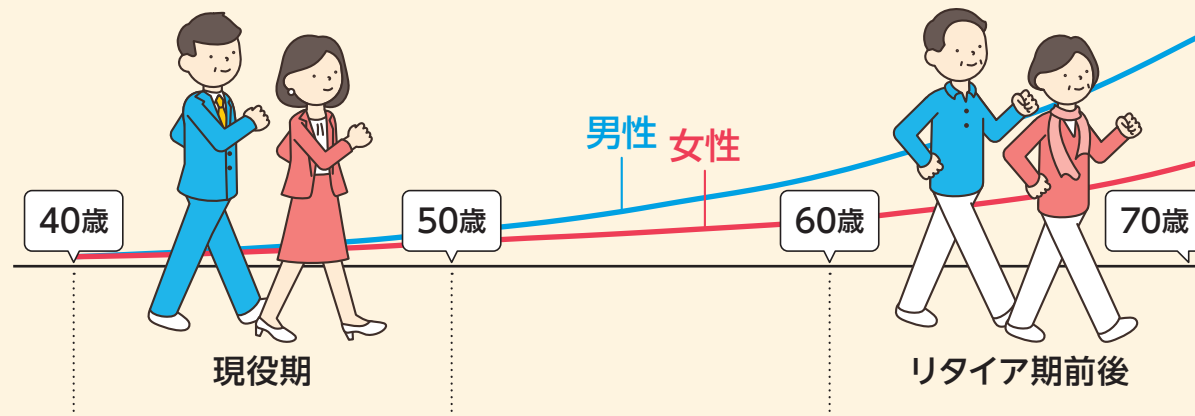
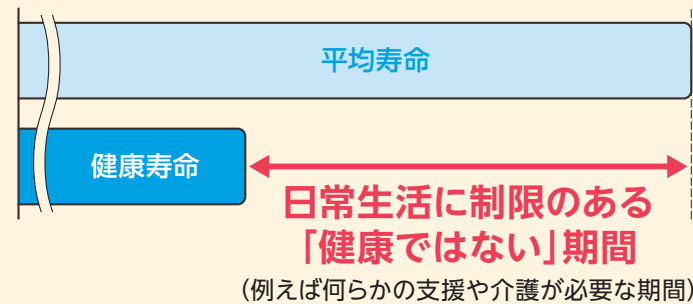
健康は一番の資産

「人生100年時代」の到来、それは人生を楽しむ時間がふえること。

でも、現実には誰もが健康に長生きできるとは限りません。

●健康寿命について

健康寿命とは「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のことです。



出典：厚生労働省「令和2年簡易生命表」・厚生労働省「第16回健康日本21（第二次）推進専門委員会資料（令和3年12月）」をもとに東京海上日動あんしん生命にて作成

資産の形成

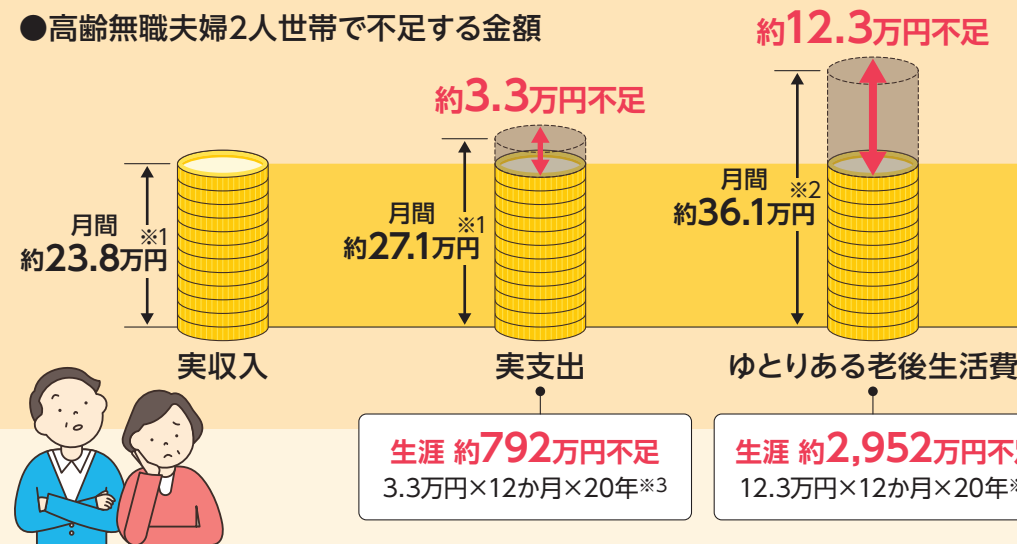
ためる・ふやす

ゆとりある将来に向けて

趣味や旅行などを楽しむために。

もしも資金が不足するようなら、早めに準備したいところです。

●高齢無職夫婦2人世帯で不足する金額



※1 出典：高齢夫婦無職世帯（夫65歳以上、1か月あたりの平均的な収入と支出 令和元年）

※2 出典：公益財団法人 生命保険文化センター

※3 出典：男性65歳時平均余命19.83年 厚生

資産の取り崩し

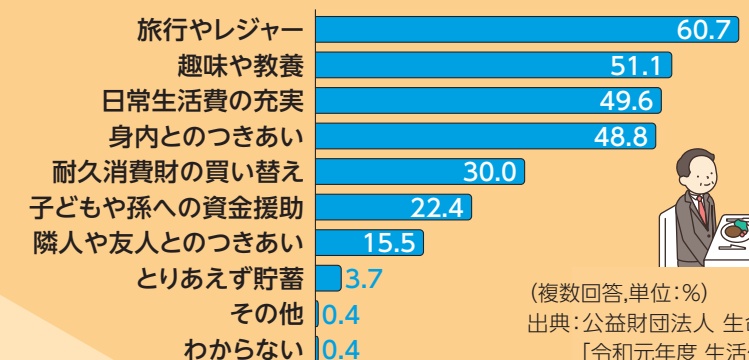
つかう

人生を楽しむ

あれも！これも！楽しみにしていたことを実現したいですね。

できることなら、楽しみだけにお金を使いたいものです。

●老後のゆとりのための上乗せ額の使途



(複数回答、単位：%)

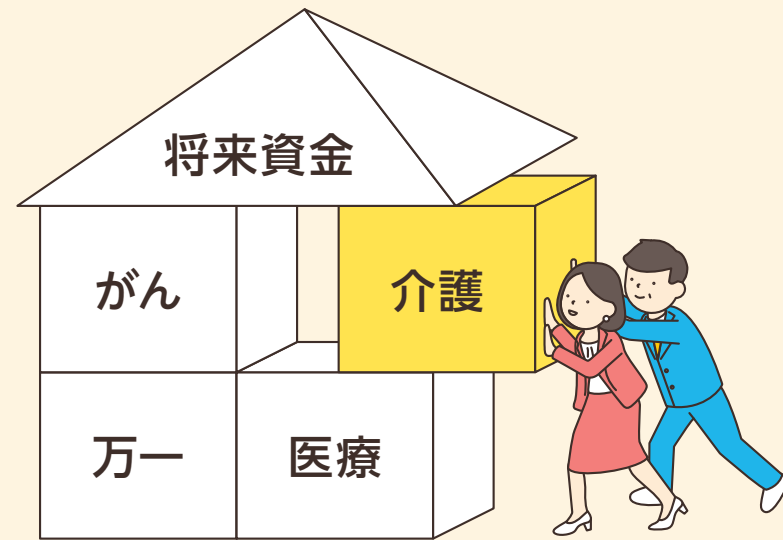
出典：公益財団法人 生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」

あなたの未来、「お金の準備」と「そなえ」について考えてみませんか？

考えてみませんか？「介護」のこと

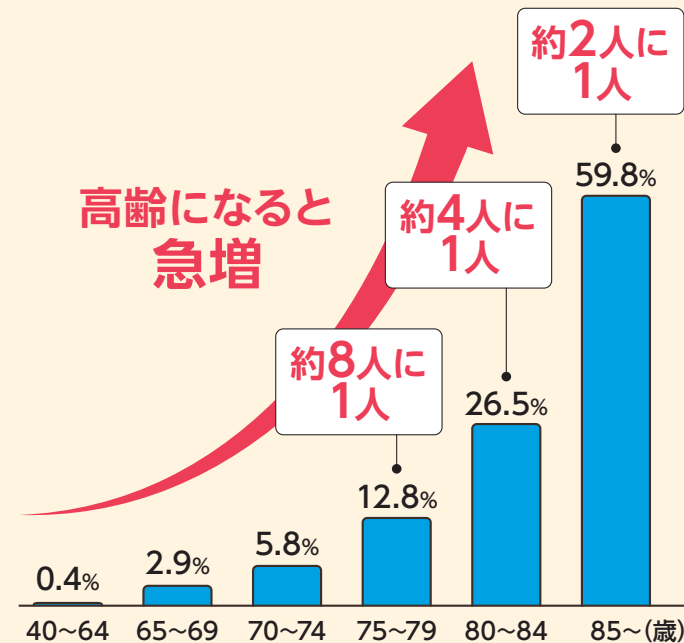
準備していますか？ あんしんして楽しむための 「そなえ」

「万一」「医療」「がん」は準備済みだとしても
「介護」はどうでしょう？
そろそろ考えてみませんか？

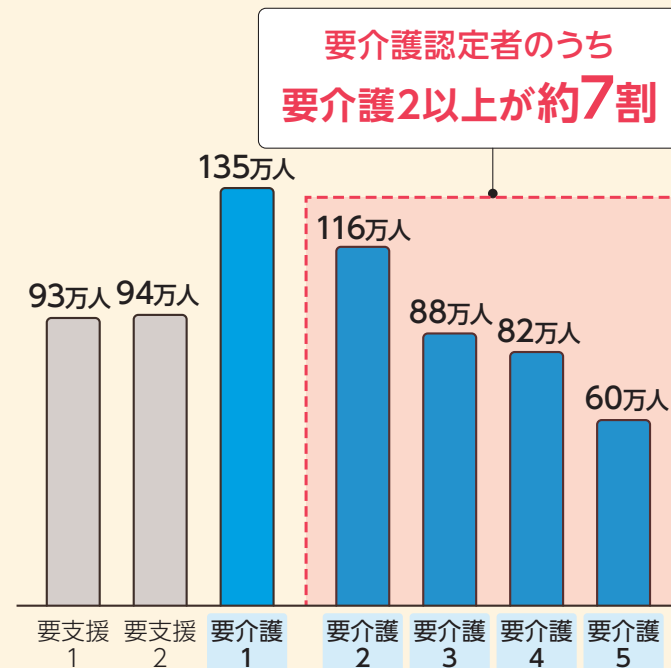


高齢になるほど増加する要支援・要介護認定。
「介護」は決して他人ごとではありません。

●要支援・要介護認定者の割合



●要支援・要介護認定者数

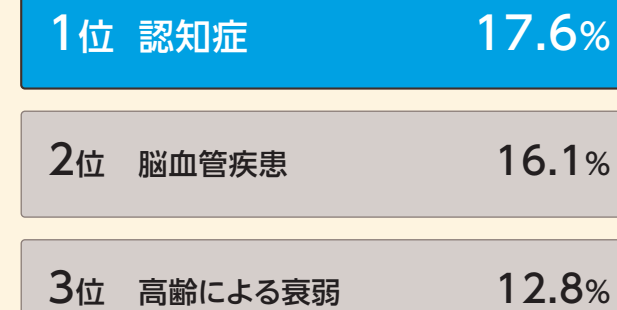


出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計 月報(令和3年9月審査分)」
／総務省「人口推計(令和3年9月1日現在確定値)」より算出

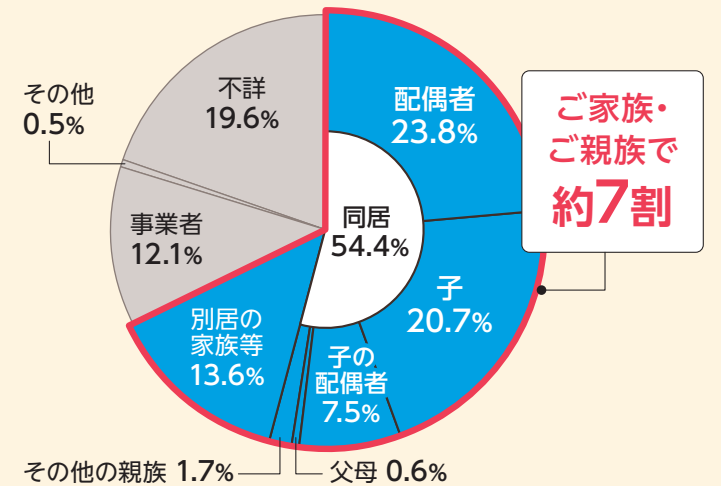
出典：厚生労働省「令和元年度介護保険事業状況報告(年報)」

介護の**主な原因は「認知症」**。要介護状態になった場合、ご家族にも負担が…。

●介護が必要となった主な原因



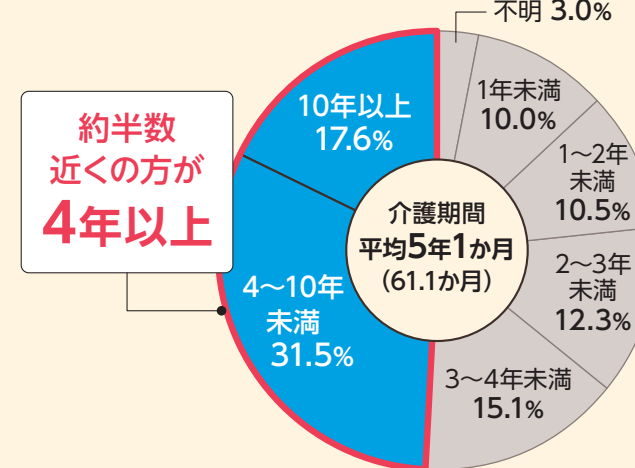
●要介護者等との続柄別主な介護者の構成割合



(注) 数字は端数処理の関係上、合計が100%になっていません。
出典：厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査」

介護期間は長期化すること。
公的保障を超えた分は全額自己負担となります。

●介護期間



●ご家族の介護に必要な費用の目安

約5年1か月の場合(介護期間の平均※)

約580万円

[初期費用約74万円] + [月々の費用約8.3万円×約61か月]

10年の場合(約6人に1人が10年以上の介護期間に※)

約1,070万円

[初期費用約74万円] + [月々の費用約8.3万円×120か月]

*現在介護中の場合は、介護を始めてからの経過期間をたずねたものです。 ※過去3年間に家族や親族の介護の経験がある人にたずねた、介護を始めてからの期間(介護中の場合は経過期間)

出典：公益財団法人 生命保険文化センター「令和3年度生命保険に関する全国実態調査」

「介護」にそなえながら、「将来資金」も準備できる保険があったら…？

人生100年時代を楽しむための2つのR

R
リターン

所定の年齢までに払い込んだ保険料^{※1}は、
**✓ 健康還付給付金もしくは介護年金として
 お受取りいただけます。**

「所定の年齢」は、被保険者のご契約年齢に応じて右記のとおりとなります。

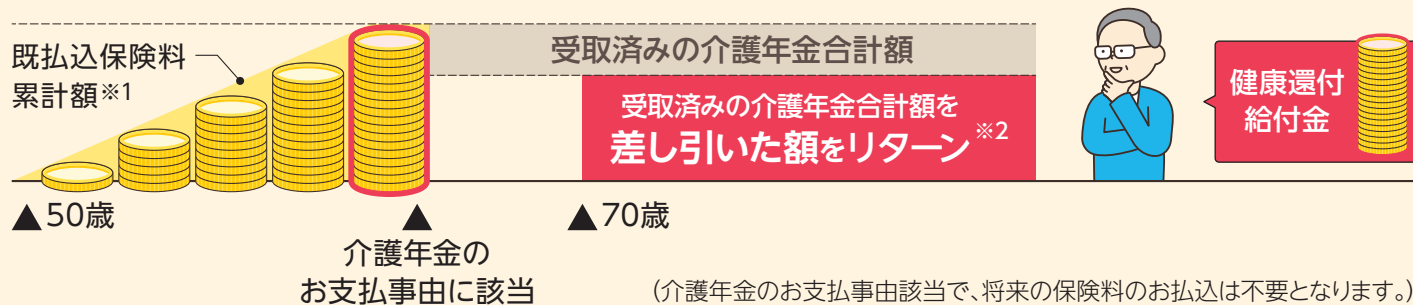
ご契約年齢	20～50歳	51～55歳	56～65歳
所定の年齢 (健康還付給付金のお受取り対象年齢)	70歳	75歳	80歳

●所定の年齢までに介護年金のお受取りがない場合

(ご契約例) ご契約年齢: 50歳、健康還付給付金のお受取り対象年齢: 70歳



●所定の年齢までに介護年金のお受取りがあった場合



●所定の年齢になる前に死亡されたときも、払い込んだ保険料が戻ります^{※3}。

死亡される前に介護年金のお受取りがあった場合は、受取済みの介護年金合計額^{※4}を差引いた額をお受取りいただけます。

※1 健康還付給付金支払日(※1)の前日までの既払込保険料相当額(※2)。ただし、健康還付給付金支払日(※1)の前日までに介護年金のお支払事由に該当し、介護年金が支払われる場合は、第1回介護年金のお支払事由に該当した日までの既払込保険料相当額(※2)。

※2 被保険者が健康還付給付金支払日(※1)に生存されているとき。

※3 被保険者が死亡された日までの既払込保険料相当額(※2)。ただし、被保険者が死亡される前に介護年金のお支払事由に該当し、介護年金が支払われる場合は、第1回介護年金のお支払事由に該当した日までの既払込保険料相当額(※2)。

※4 最終回の介護年金とともに健康還付特則の返戻金が支払われる場合はその返戻金を含みます。

(※1) 健康還付給付金支払日とは、被保険者が健康還付給付金のお受取り対象年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。

(※2) 既払込保険料相当額には、各種特約の保険料は含みません。

R
リザーブ

一生涯の介護保障を、
 加入時のお手ごろな保険料でリザーブ(予約)できます!
 健康還付給付金を受け取ったあとも、

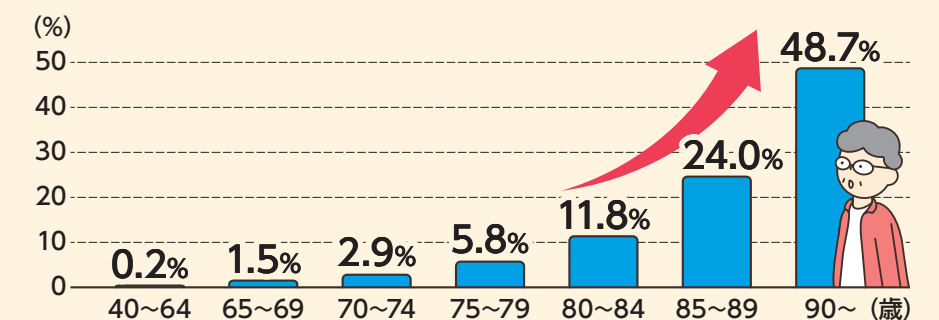
**✓ 保険料は加入時のままで変わりません。
 ✓ 介護の保障は一生涯続きます。**

(ご契約例) : 50歳・男性 / 保険期間・保険料払込期間: 終身 / 年金の種類: 有期年金 / 年金支払期間: 10年 / 介護年金額: 30万円 / 口座振替扱



**要介護2以上の人は
 80代以上で
 急増します。
 「一生涯」の
 介護保障があると
 あんしんです。**

●年代別人口に占める 要介護2以上の割合



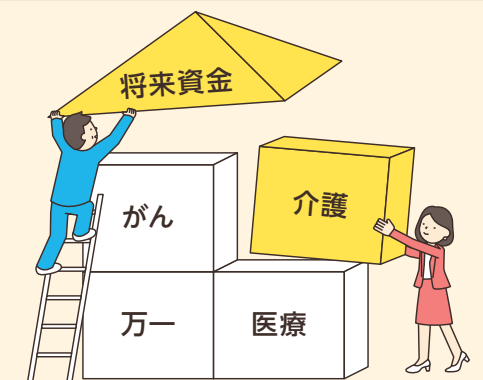
出典: 厚生労働省「介護給付費等実態統計月報」(令和3年9月審査分) / 総務省「人口推計(令和3年9月1日現在確定値)」より算出

「人生100年時代」を

あんしんして楽しむために。

2つの心配ごと、「介護」と「将来資金」に

対応できる保険です。



介護の**保障が一生**続き、しかも使わな かった**保険料が戻ってきます。**

●お支払事由の概要

主契約

基本保障

介護年金

病気やケガにより、以下 **1** または **2** に該当したとき

- 1 公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき
- 2 所定の要介護状態が180日を超えて継続したと診断確定されたとき

お支払事由について詳しくは **P.11**

年金支払期間・介護年金額はそれぞれ以下3タイプよりお選びいただけます※1。

年金支払期間中、
生存されている限り
毎年お支払いします※1。

年金の種類 (年金支払期間)	5年有期年金 最大5回	20万円 30万円 50万円
	10年有期年金 最大10回	
	終身年金 生涯	

保険料払込み の免除

以下の状態となった場合は、将来の保険料のお払込みは 不要です。※2

- 1 介護年金のお支払事由に該当したとき
- 2 病気やケガにより、所定の高度障害状態になったとき。または、不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になったとき

健康還付給付金

支払限度回数
保険期間を通じて1回

または

死亡給付金

健康還付給付金支払日^{※3}に生存されている とき

●健康還付給付金のお受取り対象年齢

ご契約年齢	20～50歳	51～55歳	56～65歳
所定の年齢 (健康還付給付金の お受取り対象年齢)	70歳	75歳	80歳

既払込保険料 介護年金の
相当額 — 合計額

この計算式の結果が0円以下となる
ときは、健康還付給付金・死亡給付
金のお支払いはありません。

詳しくは **P.17**

健康還付給付金支払日※3の前日までに死亡されたとき

※1 有期年金の場合、年金支払期間が満了したときはご契約は消滅します。ただし認知症一時金特約が付加されたご契約で、認知症一時金のお支払いがない場合を除きます。

※2 主契約の保険料のお払込みが不要となった場合、特約の保険料のお払込みも不要となります。

※3 被保険者が健康還付給付金のお受取り対象年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。

健康還付給付金・死亡給付金の対象となる保険料について

健康還付給付金・死亡給付金の対象となる既払込保険料相当額には、各種特約の保険料は含みません。

一方で、特約部分から支払われた一時金は健康還付給付金・死亡給付金の減額対象とはなりません。



- 健康状態に関する告知を簡素化し、簡単な告知でお申込みいただける代わりに、介護年金・一時金の保障は契約日の1年後の応当日から開始します。(不担保期間(保障しない期間):1年間)ただし、死亡給付金は保険期間の始期から保障を開始します。
- この保険にご加入いただいた場合でも、責任開始期前の病気やケガを原因として介護年金・一時金のお支払事由に該当した場合には、介護年金・一時金をお支払いできません。
- 上記にかかわらず、責任開始期前に告知の対象とならない病気を発病していた場合、責任開始期からその日を含めて2年経過後にその病気の合併症を発症し、お支払事由に該当したときは、年金・一時金のお支払対象となります。
- 責任開始期前に病気またはケガが生じていた場合でも、介護年金・一時金のお支払事由の原因となった責任開始期以後の病気との因果関係が認められないとき等は、介護年金・一時金のお支払対象となります。
- 法令により、お客さまの勤務先などによっては、ご加入いただけない場合や加入ができる年金額・一時金額が制限される場合があります。
- ご加入時の年齢やご職業、既にご契約されている保険との通算等により、お引受けできない場合もあります。
- 信用金庫でお取扱いするこの保険は、払込方法(経路)を月払・年払(口座振替扱)または保険料の前納、個人契約のみのお取扱いとしています。

ニーズに合わせて
特約もプラス
できます

認知症一時金特約

詳しくは **P.9**

介護一時金特約

詳しくは **P.10**

責任開始期・不担保期間・保障内容について、
P.17～の注意事項を必ずご確認ください。

オプション 「認知症」の保障を準備しておきたい方におすすめ！

認知症一時金特約

保障内容 認知症や軽度認知障害(MCI)と診断確定されたとき、一時金をお受け取りいただけます。

●認知症一時金額：100万円の場合

お支払事由	お支払いする一時金	
病気やケガにより 初めて軽度認知障害(MCI)と 診断確定されたとき	軽度認知障害一時金 認知症一時金額の10%	10万円
軽度認知障害一時金をお受取り後に、 病気やケガにより 初めて認知症と診断確定されたとき	認知症一時金 認知症一時金額の90%	90万円
軽度認知障害一時金のお受取りがなく、 病気やケガにより 初めて認知症と診断確定されたとき	軽度認知障害一時金・認知症一時金 認知症一時金額の100%	100万円

●認知症一時金額は50～200万円(50万円単位)で設定できます。認知症一時金特約と介護一時金特約は、それぞれの特約の一時金額を通算して200万円までご加入いただけます。

●主契約が有期年金の場合、主契約の年金支払期間が満了したときであっても、認知症一時金のお支払いがないときは、この特約は消滅せず、終身にわたって保障が継続します。

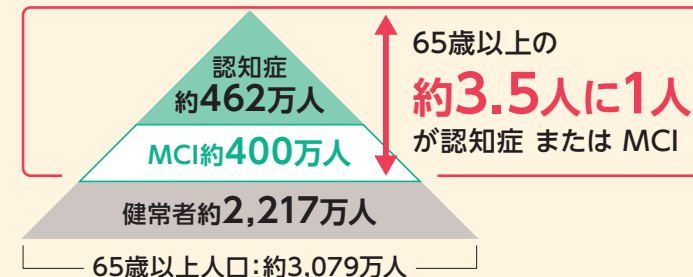
●対象となる軽度認知障害(MCI)・認知症は、それぞれ以下のとおりです。

軽度認知障害(MCI)	日常生活動作は自立しているものの、認知機能が低下し、認知機能領域の障害が認められる約款所定の軽度認知障害をいいます。
認知症	脳内に後天的におこった器質的な病変または損傷により、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下した約款所定の器質性認知症をいいます。

軽度認知障害(MCI)とは？

軽度認知障害(MCI)は、健常者と認知症の中間にあたり、物忘れはありますが、日常生活に支障はない状態です。

●認知症高齢者の状況(2012年推計)

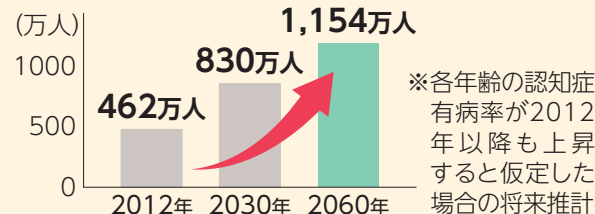


出典：厚生労働省 第115回社会保障審議会介護給付費分科会資料「認知症施策の現状について」

認知症有病者数

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」では、65歳以上で認知症になる人は、2030年には830万人、2060年には1,154万人に年々増加すると推計されています。

●認知症患者数の将来推計※



出典：内閣府「平成29年版高齢社会白書」をもとに東京海上日動あんしん生命にて作成

！ 健康状態に関する告知を簡素化し、簡単な告知でお申込みいただける代わりに、特約の保障は契約日の1年後の応当日から開始します。(不担保期間(保障しない期間)：1年間)

特約の保険料や給付金について

特約の保険料は健康還付給付金・死亡給付金の対象とはなりません。一方で、特約部分から支払われた一時金は健康還付給付金・死亡給付金の減額対象とはなりません。

オプション 介護の初期費用にそなえたい方におすすめ！

介護一時金特約

保障内容 介護が必要な所定の状態となったとき、一時金をお受け取りいただけます。

お支払事由	お支払いする一時金
病気やケガにより、以下の①または②に該当したとき ①公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき ②所定の要介護状態が180日を超えて継続したと診断確定されたとき お支払い事由について詳しくは P.11	介護一時金 50～200万円 (50万円単位で設定) 支払限度回数 保険期間を通じて1回

●介護一時金特約と認知症一時金特約は、それぞれの特約の一時金額を通算して200万円までご加入いただけます。

介護にかかる初期費用

要介護状態の初期には、通常の介護費用以外にもさまざまな費用がかかります。

要介護状態になった場合に、通常の介護費用以外にかかる費用の目安			介護でかかった一時的な費用の合計
具体例	車いす	特殊寝台	移動用リフト
	6万円～50万円	15万円～50万円	20万円～※
	ポータブルトイレ	手すり	階段昇降機
	1万円～25万円	1万円～※	50万円～※
公的介護保険の給付対象となる場合があります。自費で購入した場合の金額で、いずれも目安額です。			※工事費別途
出典：公益財団法人 生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版)をもとに東京海上日動あんしん生命にて作成			
公的介護保険では、住宅改修の費用が原則20万円(うち自己負担1割、所得が一定以上の第1号被保険者は自己負担2～3割)まで支給されます。			介護に必要な初期費用の平均 74万円
			出典：公益財団法人 生命保険文化センター「令和3年度 生命保険に関する全国実態調査」

お取引し信用金庫の事業性ローンをご利用されている関係先のお客さまへ

法令上の定めにより、募集代理店となる信用金庫において、つぎの①②③のいずれかに該当するお客さまは、お取扱いできる一時金額等に制限があります。

- | | | |
|------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------|
| ①事業性ローンをご利用の企業(含代表者)・個人事業主の会員のお客さま | ②事業性ローンをご利用の企業等(従業員20名以下)にお勤めの会員のお客さま | ③事業性ローンをご利用の企業等(従業員21名以上)にお勤めのお客さま |
|------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------|

！ ①②について、お取引の信用金庫の会員以外のお客さまは、当該信用金庫から本商品にご加入いただけない場合があります。また、当該信用金庫で既に他の医療保険等をご契約されているお客さまにつきましては、上記内容につきましてもご加入いただけない場合があります。詳細は生命保険の販売資格を持った信用金庫職員にお問合わせください。

介護年金・介護一時金のお支払いの対象となる状態について

下記①・②のいずれかに該当した場合、介護年金・介護一時金をお支払いします。

1

公的介護保険制度で要介護2以上と認定

公的介護保険が使えるのは、被保険者の年齢が40歳以上です。

被保険者の年齢	認定となる条件
65歳以上	要介護状態になった原因を問わず対象
40～64歳以下	要介護状態になった原因は下表の特定疾病に限定して対象
40歳未満	支払対象外(40歳未満は公的介護保険制度の対象外)

特定疾病				
・がん※	・初老期における認知症	・脊髄小脳変性症	・糖尿病性神経障害、	・慢性閉塞性肺疾患
・関節リウマチ	・進行性核上性麻痺、	・脊柱管狭窄症	・糖尿病性腎症及び	・両側の膝関節又は股関節に
・筋萎縮性側索硬化症	・大脳皮質基底核変性症及び	・早老症	・糖尿病性網膜症	・著しい変形を伴う
・後縦靱帯骨化症	・パーキンソン病	・多系統萎縮症	・脳血管疾患	・変形性関節症
・骨折を伴う骨粗鬆症	(パーキンソン病関連疾患)		・閉塞性動脈硬化症	

※医師が一般に認められている知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限ります。

2022年5月現在の公的介護保険制度の概要を説明しています。詳細は市町村の公的介護保険制度の窓口までお問い合わせください。この保険の給付にかかわる公的介護保険制度の改正が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、介護年金・介護一時金のお支払事由の変更を行うことがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

公的介護保険制度の要介護認定の目安については [P.12](#) をご確認ください。

2

所定の要介護状態が180日を超えて継続

つぎの①または②いずれかの状態をいいます。

ただし、死亡した後や他人による介護を必要としなくなった後は要介護状態とはいいません。

① 常時寝たきり状態で、下記ア.に該当し、かつ、下記イ.～オ.のうち、2項目以上に該当して他人による介護を必要とする状態

- ア.ベッド周辺の歩行が自分ではできない
- イ.衣服の着脱が自分ではできない
- ウ.入浴が自分ではできない
- エ.食物の摂取が自分ではできない
- オ.大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない

② 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人による介護を必要とする状態

要介護状態は、約款に定める保険会社独自の認定基準によるものであり、公的介護保険制度で定める要介護状態とは異なります。

要介護度別の身体状態の目安について

介護を必要とする度合いに応じて、以下の7段階に分けられます。

	身の回りの世話 (入浴、衣服の着脱など)	立ち上がりや 立位保持、歩行など	食事や排せつ	問題行動や理解低下
要支援1 要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態	日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある	立ち上がりや片足での立位保持などの動作に何らかの支援を必要とすることがある	ほとんどひとりでできる	—
要支援2 生活の一部について部分的に介護を必要とする状態※	日常生活に見守りや手助けが必要な場合がある	立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い		問題行動や理解の低下がみられることがある
要介護1 生活の一部について部分的に介護を必要とする状態				
要介護2 軽度の介護を必要とする状態	衣服の着脱はなんとかできる	立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支援が必要 	何らかの介助を必要とすることがある	物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある
要介護3 中等度の介護を必要とする状態	全面的な介助が必要 	立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない	一部介助が必要	いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある
要介護4 重度の介護を必要とする状態		立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない 	食事にときどき介助が必要で、排せつには全面的な介助が必要	多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある
要介護5 最重度の介護を必要とする状態	日常生活を遂行する能力は著しく低下している	歩行や両足での立位保持はほとんどできない	一人でできない 	意思の伝達がほとんどできない場合が多い

※適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や改善が見込まれる場合を指します。
* 表内の状態はあくまでも目安であり、実際の介護認定は市区町村が総合的に決定するものです。
したがって、実際に認定を受けた人の状態と一致しないことがあります。
出典：公益財団法人 生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版)をもとに東京海上日動あんしん生命にて作成

自宅介護の暮らしぶりと費用について

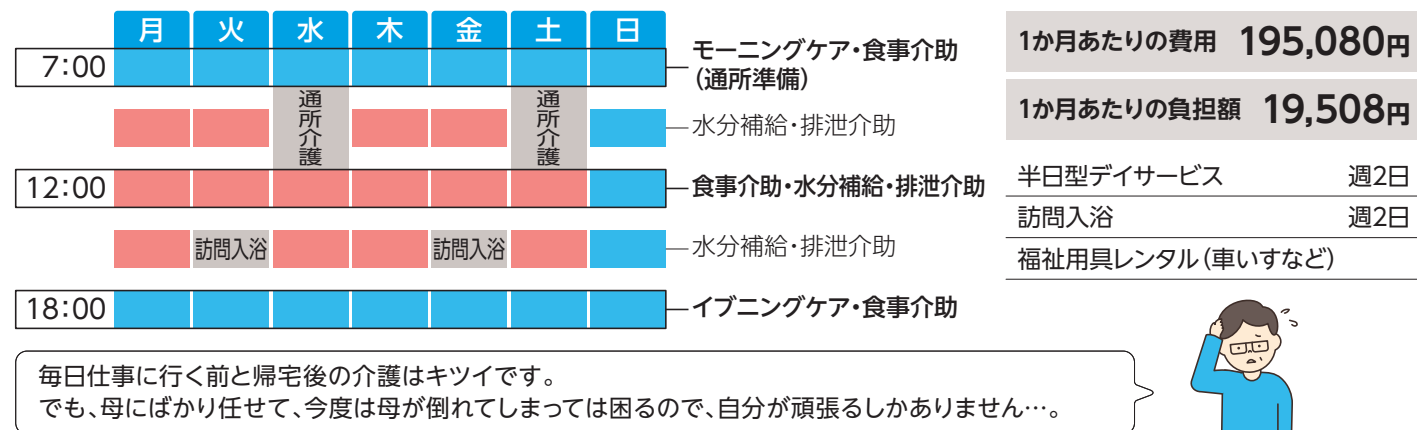
自宅介護は、介護するご家族・ご親族の負担が伴います。
そして、介護はいつまで続くかわかりません。

〈要介護4のAさんを自宅で介護する場合〉

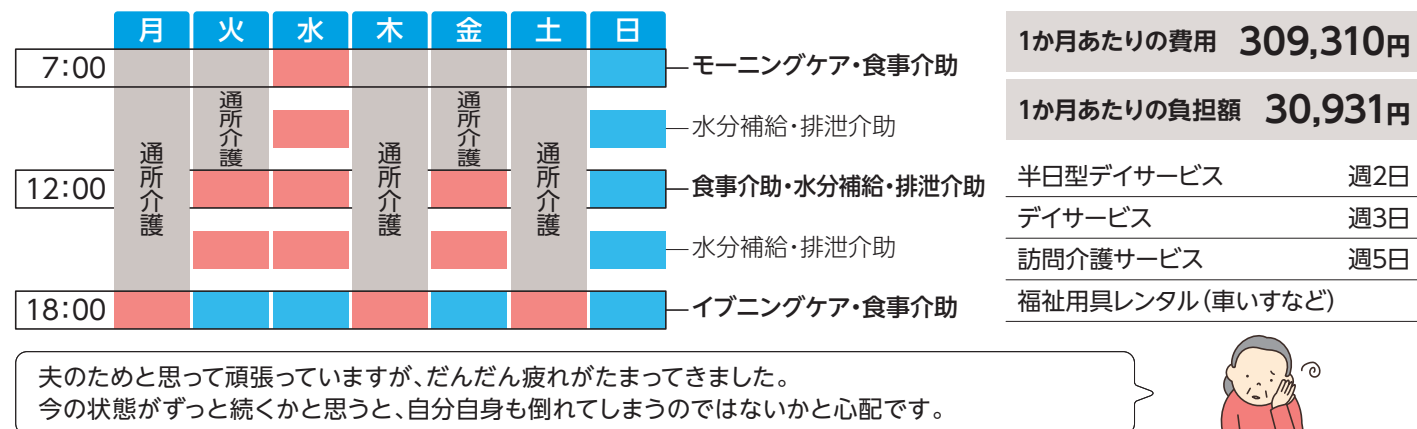
……介護サービス ……妻 ……長男



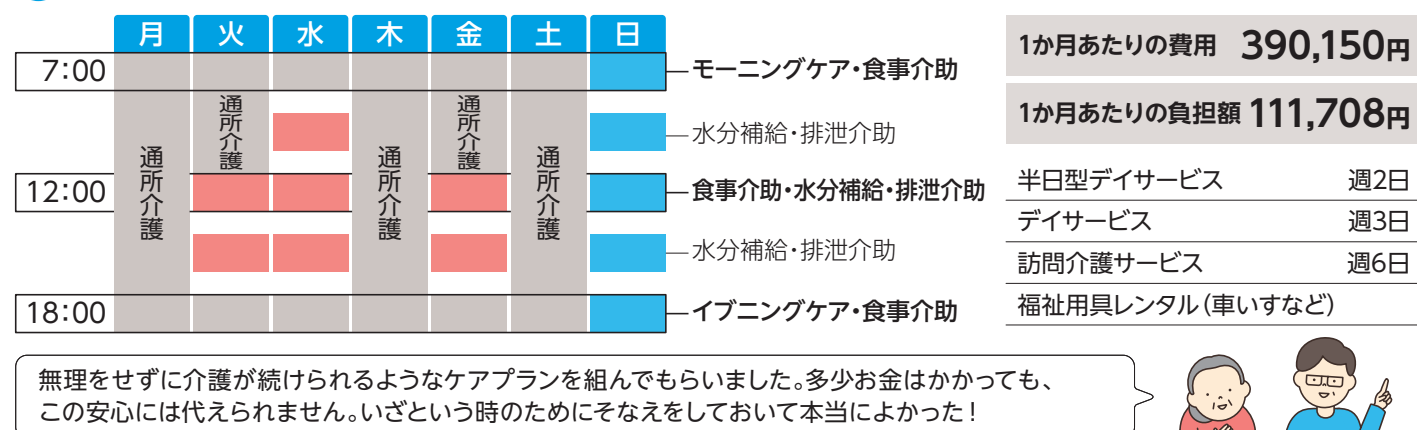
① 介護費用を抑えるために家族が中心となって介護を行う場合



② 支給限度基準額内で、介護サービスを利用して介護を行う場合



③ 家族の負担軽減のため、必要な介護サービスを利用して介護を行う場合



上記は、介護給付費単位数等のサービスコード表をもとに作成された一事例です。作成されたプランや利用する介護サービス等によって費用の負担額は異なります。(介護保険サービスの負担額は1割負担、住民税非課税者以外として作成)
監修：東京海上日動ベターライフサービス株式会社

Q&A

Q 介護年金のお支払事由に該当した後、
容体が改善した場合、年金を受け取ることはできますか？

A はい、お受取りいただけます。介護年金は、一度お支払事由に該当された場合、年金支払期間中、生存されている限り、お受取りいただけます。
また、将来の保険料のお払込みも不要のままとなります。

Q あんしんねんきん介護Rの生命保険料控除の種類を教えてください。

A 適用される生命保険料控除の種類は下表のとおりです。

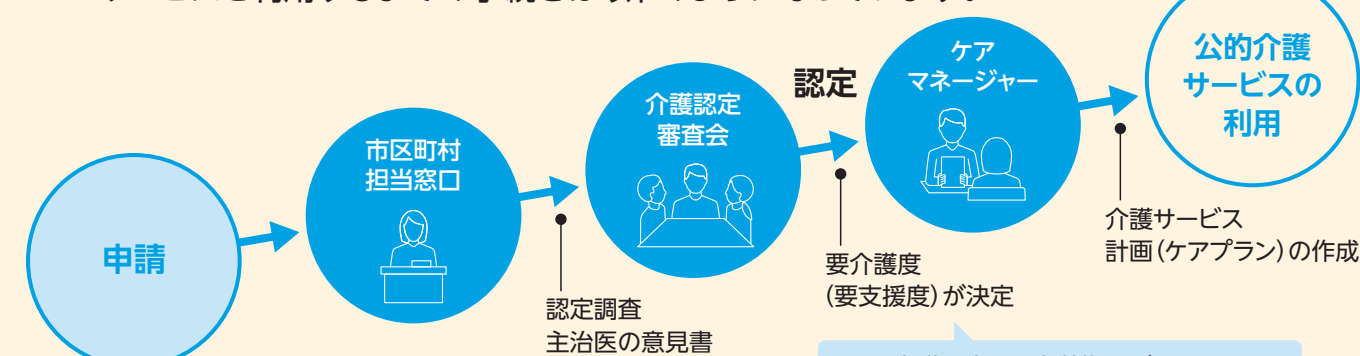
控除の種類	対象となる保険契約・特約
介護医療保険料控除	- あんしんねんきん介護R(主契約) - 介護一時金特約 - 認知症一時金特約

! あんしんねんきん介護R(主契約)の保険料の一部は、生命保険料控除の対象になりません。
生命保険料控除の対象となるのは、同条件で、健康還付特約が付加されていない「あんしんねんきん介護(介護年金保険(無解約返戻金型))」をご契約いただく場合の保険料相当額となります。
詳細は東京海上日動あんしん生命の取扱者／代理店にお問い合わせいただくか、東京海上日動あんしん生命から発行する「生命保険料控除証明書」等にてご確認ください。

*2022年5月現在の税制に基づくもので、今後税務の取扱いが変わる場合もあります。

Q 公的介護保険制度のサービスを受けるまでの手続きの概要を教えてください。

A 要介護(要支援)認定を受けるには、**市区町村の担当窓口への申請**が必要です。
サービスを利用するまでの手続きは以下のようになっています。



*2022年5月現在の制度に基づき記載しており、今後、変更となる場合があります。
監修：東京海上日動ベターライフサービス株式会社

要介護認定には有効期間があります。
初回：原則6か月 2回目以降：原則12か月

(介護の必要度が変わった場合には、いつでも認定の変更申請が可能です)

さまざまなサービスで、**お客さまをサポート**します。

Webサービスとアプリサービスのご利用は専用ホームページから
<https://www7.tmn-anshin.co.jp/service/kaigo>
ご利用には初期登録(証券番号等)が必要となる場合があります。また、ご利用にあたっては、
専用ホームページの注意事項をご確認ください。

スマホは
こちらから!



病気の予防をサポート



アプリサービス

被保険者向け

提供:株式会社リンクアンドコミュニケーション

簡単・気軽に健康管理ができる健康アドバイスアプリをご提供します。

パーソナルAIコーチがタイムリーに
あなたの目標に合わせて**アドバイス**します。

アドバイスパターンは**2億通り以上!**
(約10万人の栄養管理の実績にもとづいて作成)

ライフログ(食事・運動・睡眠)、
健診結果を簡単に記録できます。

食事は写真を撮るだけ!



脳機能の維持・向上トレーニングをサポート

脳機能向上トレーニング

記憶力や注意力など
脳機能の維持・向上を目的とした
「脳機能向上トレーニング」をご提供します。

*本トレーニングは医療行為を行うものではありません。



*画面はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

Webサービス

被保険者向け

「脳トレ」で著名な 川島隆太氏 監修

継続的に取り組むことで、
記憶力や注意力など
脳機能の維持・向上が図れます!



脳の健康度チェックをサポート



Webサービス

被保険者向け

提供:エーザイ株式会社

脳の反応速度・注意力等「脳の健康度」を
チェックすることができるデジタルツールをご提供します。

*病気の予防や診断などを目的としたものではありません。



パソコン・スマートフォン・
タブレットを用いたテストで
チェック!手軽に取り組めます。

介護に関する疑問や不安の解消をサポート

電話・訪問サービス



ご契約者※1・被保険者およびそのご家族向け

介護お悩み電話・訪問相談サービス

提供:東京海上日動ベターライフサービス株式会社

0120-428-834 受付時間 平日9:00~17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

電話相談サービス

介護に関するお悩みに専門の
相談員がお電話で親身に
お応えします。

訪問相談サービス

ケアマネジャー等が訪問し、ケアプランの骨子の作成または
ケアプランに対するセカンドオピニオンをご提供します。
*2回目以降のご利用については有料となります。



介護アシスト

提供:東京海上日動ベターライフサービス株式会社

0120-428-834 受付時間 平日9:00~17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

お電話にて、ご高齢者の生活支援や介護の相談ができます。また、ご高齢者の生活を支える各種サービス(家事代行
など)を優待条件でご利用いただけます。

病気に関する疑問や不安の解消をサポート

Webサービス

被保険者向け



提供:株式会社メディカルノート

専用ホームページで専門医監修の信頼できる医療情報をご提供します。

1 セカンドオピニオン予約サービス

各分野で専門的な医療を提供している
病院から選んで予約※2ができます。

3 がん精密検査予約サービス

専門的な医療を提供している病院から選んで
がん精密検査の受診の予約※2ができます。

5 病気・症状辞典サービス

症状ごとの受診の目安等、専門医監修の信頼できる
医療情報や病気・治療解説等を調べられます。

2 医師・病院受診予約サービス

各領域の専門医や専門的な医療を提供している
病院から選んで受診の予約※2ができます。

4 オンライン医療相談サービス

気になる症状をWebで気軽に医師・看護師に
相談できます。

※2 予約の際は紹介状が必要となります。予約可能な病院等
は専用ホームページをご確認ください。なお、予約可能な
病院等は順次拡大予定です。

認知症による資産凍結への備えをサポート

Web・電話サービス



ご契約者※1・被保険者およびそのご家族向け

ファミトラ 家族信託組成サポートサービス

提供:株式会社ファミトラ

家族信託のご説明、提案、信託契約組成までを総合的にサポートします。
また信託組成後も信託監督人としてご家族とともに、信託の運用を
サポートいたします。家族信託組成サポートサービスの
初期費用について、優待料金でご利用いただけます。

家族信託とは..

認知症になると**定期預金の解約**や**自宅等不動産の売却・管理**ができなくなる
リスクがあります。家族信託は、こうした資産凍結への不安を抱く方が
家族に資産を託し、**その管理や処分を家族に行ってもらう仕組み**です。

0120-294-067

受付時間 平日9:00~18:00
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

家族信託組成サポート
サービスについて詳しくは
専用WEBサイトへ



*専用WEBサイトからはいつでも資料
請求が可能です。

病気に関する疑問や不安の解消をサポート

電話サービス



ご契約者※1・被保険者およびそのご家族向け

メディカルアシスト(各種医療サービス)

提供:東京海上日動メディカルサービス株式会社

0120-363-992 予約受付 24時間 365日対応

日常のおからだの悩みから「もしも」のときの緊急対応まで、サポートします。

- 緊急医療相談 ●一般の健康相談 ●医療機関案内 ●転院・患者移送手配※3
 - がん専用相談窓口 ●予約制専門医相談
- ▶ **24時間365日対応** ▶ **事前にご予約ください** ※3 転院・移送の実費についてはお客さまのご負担となります。

早期発見をサポート

電話サービス



ご契約者※1・被保険者およびそのご家族向け

人間ドック・脳ドック・がんPET検診優待サービス

提供:株式会社ウェルネス医療情報センター

0120-633-877 受付時間 平日9:30~17:30(土曜・日曜・祝日、8/12~8/16、12/29~1/5は休業となります。)

通常料金より約5%~20%割引となる優待料金※4で、内容・場所・料金等、お客さまのご希望に
かなった施設の検索と予約ができます。

※4 医療機関・検査内容によっては、割引が適用されない場合もあります。

最寄りの医療機関の
検索はこちら



ご検討にあたりご注意いただきたいこと

1 責任開始期（ご契約上の保障を開始する時期）について

- この保険の主契約および特約は、契約日の1年後の応当日を責任開始期とし、その日からご契約上の保障を開始します。（不担保期間：1年間）ただし、保険料払込みの免除は、保険期間の始期からご契約上の保障を開始します。
- 責任開始期前の病気やケガ（告知書の質問事項に該当しない病気やケガを含みます）を原因として介護が必要な所定の状態に該当した場合には、介護年金・介護一時金をお支払いできません。
- 責任開始期の前日までに認知症または軽度認知障害と診断確定された場合や、責任開始期前の病気やケガ（告知書の質問事項に該当しない病気やケガを含みます）を原因として認知症または軽度認知障害と診断確定された場合には、認知症一時金特約は無効となり、一時金のお支払いはできません。
- 上記にかかわらず、責任開始期前に告知の対象とならない病気を発病していた場合、責任開始期からその日を含めて2年経過後にその病気の合併症を発症し、その合併症を原因として年金・一時金のお支払事由に該当したときは、年金・一時金のお支払対象となります。また、責任開始期前に病気またはケガが生じていた場合でも、年金・一時金のお支払事由の原因となった責任開始期以後の病気との因果関係が認められないときなどは、年金・一時金のお支払対象となります。

2 介護年金について

- 第1回介護年金のお支払事由に複数該当しても、介護年金は重複してお支払いしません。
- 有期年金の場合、年金支払期間が満了したときはご契約は消滅します。（※1）

3 健康還付給付金について

- 支払対象年齢は、被保険者の契約年齢に応じて次のとおりとします。

被保険者の契約年齢	20～50歳	51～55歳	56～65歳
健康還付給付金の支払対象年齢	70歳	75歳	80歳

- 健康還付給付金のお支払額は次の計算式により計算します。
既払込保険料相当額（月払保険料相当額^{（※2）}×健康還付給付金支払対象期間^{（※3）}の月数^{（※4）}）－介護年金の合計額^{（※6）}
計算の結果が0円以下となるときは、健康還付給付金のお支払いはありません。
既払込保険料相当額は、所定の高度障害・身体障害状態により保険料のお払込みが免除されている場合でも、上記計算式で計算された金額となります。
- 健康還付給付金のお支払いは、保険期間を通じて1回を限度とします。
- 有期年金の場合、健康還付給付金支払日が到来する前に年金支払期間が満了し、ご契約が消滅する時に健康還付特則の解約返戻金があるときは、解約返戻金と同額の返戻金を最終回の介護年金とともに介護年金受取人にお支払いします。

4 死亡給付金について

- 死亡給付金のお支払額は次の計算式により計算します。
既払込保険料相当額（月払保険料相当額^{（※2）}×契約日から死亡日^{（※3）}までの月数^{（※4）}）－介護年金の合計額^{（※6）}
計算の結果が0円以下となるときは、死亡給付金のお支払いはありません。
既払込保険料相当額は、所定の高度障害・身体障害状態により保険料のお払込みが免除されている場合でも、上記計算式で計算された金額となります。
- 健康還付給付金支払日以後は、死亡給付金のお支払いはありません。

（※1）認知症一時金特約が付加されたご契約で、認知症一時金のお支払いがない場合を除きます。
（※2）払込方法にかかわらず、月払・口座振替扱の1か月分の保険料とします。（特約の保険料は含みません。）
（※3）健康還付給付金支払対象期間は契約日からその日を含めて健康還付給付金支払日の前日までの期間をいいます。死亡給付金の場合、契約日からその日を含めて被保険者が死亡した日まで^{（※5）}とします。
（※4）健康還付給付金支払対象期間中または、被保険者が死亡される前に介護年金のお支払事由に該当し、介護年金が支払われる場合は、契約日からその日を含めて第1回介護年金の支払事由に該当した日までの月数^{（※5）}とします。
（※5）1か月未満の端数がある場合は切り上げて計算します。
（※6）健康還付給付金支払対象期間中または、被保険者が死亡された日までに、お支払事由が生じたことにより支払われる介護年金の合計額。（特約の一時金は含みません。）



ご契約の際には
「重要事項説明書（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

5 認知症一時金特約について

- 認知症・軽度認知障害の診断確定は、認知機能検査および画像検査によってなされる必要があります。ただし、他の所見によって診断確定された場合、その根拠が合理的であると認められるときは、その診断確定を認めることがあります。
- 認知症一時金をお支払いした場合、この特約は消滅します。

6 介護一時金特約について

- 介護一時金をお支払いした場合、この特約は消滅します。

7 年金・一時金等の受取人の指定について

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、ご契約者または被保険者のいずれかを年金・一時金の受取人として指定いただくことができます。
- 健康還付給付金の受取人はご契約者のみとします。
- ご契約者は、被保険者の同意を得て、死亡給付金受取人を指定いただけます。

8 解約返戻金について

- この保険は、年金支払開始日前に限り解約することができます。また、この保険の主契約の解約返戻金は以下のとおりです。

【基本保障】

- ・保険期間を通じて解約返戻金はありません。

【健康還付特則】

- ・健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。
- ・解約返戻金の額は、契約年齢・性別・保険料の払込年月数・経過年月数・介護年金の支払額等により異なります。
- ・ご契約を途中でおやめになると解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額になり、特にご契約後短期間で解約された場合はほとんどありません。
- ・健康還付特則のみの解約はできません。

- 認知症一時金特約・介護一時金特約の解約返戻金は以下のとおりです。
- ・認知症一時金特約は、年金支払開始日の前日までは解約返戻金はありません。年金支払開始日以後の解約返戻金は認知症一時金額の10%です。
- ・介護一時金特約は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

（注）上記にかかわらず、不担保期間中に解約された場合等には、基本保障および特約部分の責任準備金をお支払いします。

- この保険では、契約者貸付、保険料の自動振替貸付は、お取り扱いしておりません。

9 公的介護保険制度の改正が行われたときについて

- 公的介護保険制度の改正が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、介護年金・介護一時金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

10 契約者配当について

- この保険の主契約および特約には、契約者配当金はありません。

11 お取り扱いについて

- 募集代理店によってお取扱いの範囲（一部の特約など）が異なる場合があります。重要事項説明書（契約概要／注意喚起情報）を必ずお読みいただき、内容をご確認ください。